

# 一般社団法人ライフカドル協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ライフカドル協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大分県大分市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域社会の健全な発展を目的とし、その目的に資するため次の業務を行う。

- (1)家事代行業務
- (2)有料派遣業務
- (3)普通応急手当講習
- (4)AED講習
- (5)ライフコンサルタント業務
- (6)各種講習
- (7)各種相談業務
- (8)各号に掲げる事業に付帯または関連する業務

(広告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の見やすい場所に掲示する

## 第2章

社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする  
社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡、または失踪宣言を受けたとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を棄損し、もしくは当法人の目的に反する行為をし、または社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。

## 第3章

社員総会

(社員総会)

第9条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

## 第4章

役員

第10条 当法人に理事を3名以上おく。

2 理事のうち、1名を代表理事とする

(選任)

- 第11条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。  
ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。  
2 事理が2名以上の場合は、代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

- 第12条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。  
2 補欠または増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までまたは他の前任理事の任期の残存期間と同一とする。  
3 理事は第9条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事としての権利義務を負う。

第5章

計算

(事業年度)

- 第13条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする

(剰余金の不分配)

- 第14条 当法人は、剰余金の分配はしないものとする。

(解散時における残余財産の帰属先)

- 第15条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は贈与する。

第6章

附則

- 第16条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成30年12月31日までとする。

(設立時の役員)

- 第17条 当法人の設立理事、設立代表理事は、次の通りとする。  
設立理事 後藤順子 蓬萊理恵  
設立時代代表理事 後藤順子

(設立時社員の氏名及び、住所)

- 第18条 設立時社員の氏名、住所は次の通りである。

住所 大分県大分市松が丘4丁目12番1号  
設立時社員 後藤順子

住所 大分県大分市松が丘4丁目3番号  
設立時社員 蓬萊理恵

(役員に関する事項)

- 第17条 令和3年12月14日より役員に関する事項を次のとおり変更する。  
代表理事 後藤順子  
理事 緒方基秀  
理事 佐藤智子

(社員の氏名及び住所)

- 第18条 名称変更後の社員の氏名、住所は次の通りである。

住所 大分県大分市松が丘4丁目12番1号  
氏名 後藤順子

住所 大分県大分市宗方台東 8 - 7  
氏名 緒方基秀

住所 大分県大分市高城西町 2 番 8 号  
氏名 佐藤智子

(法令の準拠)

第 18 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人その他の法令に従う。

以上、

平成30年9月10日

設立時社員 後藤順子

設立時社員 蓬萊理恵

令和3年12月14日

臨時総会により定款変更を次の通り変更した。

- ①名称を一般社団法人ライフカドル協会と称する。
- ②役員に関する事項を臨時総会により変更

この写しは定款の原本と相違ありません。

2021年12月14日

一般社団法人ライフカドル協会

代表理事 後藤順子